

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

木古内町は所得制限を撤廃し、18歳までの児童を養育する方へ10万円を現金で一括支給します。また、公務員児童手当受給者及び児童手当を受給していない高校生のみのお子さんを養育している方の情報を把握できないことから、子育て世帯への臨時特別給付金を受給するためには申請が必要です。

なお、児童手当受給者の方・令和3年12月21日までに申請いただいた方については12月に支給済みです。

■支給対象者

以下の①～④に該当する方

- ①令和3年9月分の児童手当または特例給付を受給している方
- ②令和3年9月30日時点において高校生相当の年齢のお子さんを養育している方
- ③令和3年9月30日時点において高校生相当の年齢の者が入所している施設等の施設設置者
- ④令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児を養育している方

■給付額 対象児童1人につき 10万円

■申請方法

令和3年9月30日時点で住民票のある市区町村への申請が必要となります。

- ①申請書（申請が必要な方へ、12月上旬に郵送しています）
- ②振込先口座の通帳の写し

■申請期限

令和4年3月31日までに町民課住民グループ（福祉年金担当）までご提出ください。

ご存じですか？地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

皆さんがお住まいの地域に「民生委員」がいるのをご存知ですか。

「民生委員」は民生委員法に基づいて厚生労働省から委嘱され、地域の実情に合わせて福祉に関する幅広い活動を行っています。また、すべての民生委員は「児童委員」をかねており、子育ての不安に関する相談も行っております。

子育てや一人暮らし、介護の悩みなどひとりで抱えていることはありませんか？民生委員は相談内容に応じて、適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

また、民生委員は「守秘義務」があります。心配ごと・悩みごと秘密は必ず守ります。ひとりで悩まず相談ごとがありましたらお近くの民生委員までご相談ください。

木古内町失業者生活支援助成金事業の申請受付期間を延長しました

新型コロナウイルス感染症の影響で失業を余儀なくされた方に対し、生活支援をすることを目的に助成金を交付します。

■対象

次の要件を満たす者（事業者向け助成金等を受給した事業者と同一世帯の方を除きます。）

- (1)令和3年4月1日時点で、町内に住所を有する方
- (2)令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新型コロナウイルス感染症の影響で失業し雇用保険の手当の給付の対象とならない方

■助成額 10万円

■申請先 町民課住民グループ（福祉年金担当） ☎01392-2-3131